

商標登録コアドライ使用に係る事業者認定実施要領

北海道木材産業協同組合連合会

第一 目的

本実施要領は、北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という。）が平成26年9月12日に取得した商標登録「コアドライ」の使用について定めるものである。

第二 定義

1 「コアドライ木材製品」とは、道木連が取得した別途定める「コアドライ生産要領」にもとづく「乾燥材」に付与される商標である。

第三 本実施要領に基づく認定の対象

1 「商標登録コアドライ及びコアドライマーク」を使用する事業者（以下「コアドライ生産事業者」という。）は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定は、道木連の会員を対象とするが、会員以外の認定についても、会員に準じて行う。

第四 コアドライ生産事業者認定申請

1 第三の1項に基づく認定を受けようとする「コアドライ生産事業者」は、別記第1号様式の「コアドライ事業者認定申請書」を道木連へ提出しなければならない。

第五 審査及びその結果の通知

1 道木連は、本実施要領に基づく事業者の認定を審査するため、会長が指名する委員で構成する審査委員会を設ける。

2 道木連は、第四の1項の規定による申請書が提出された場合は、「第六 認定要件」に基づき申請内容の審査及び現地調査を実施し、その結果を審査委員会に諮り認定の可否を決定する。

3 道木連は、決定した認定の可否を申請者に通知するものとする。

第六 コアドライ生産事業者の認定要件

認定を受けようとする事業者は、コアドライ生産要領（以下「生産要領」という。）を遵守するとともに、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（生産管理）

（１）「生産要領」に基づき乾燥材を生産し、コアドライ以外の製品と分別・管理すること。

（帳簿管理）

（２）「生産要領」に基づき「生産履歴情報」が管理簿等により把握できること。

（３）関係書類を５年間保存すること。

（責任者の選任）

（４）本取組の責任者が１名以上選任されていること。

第七 コアドライ生産事業者認定書の交付及び公表

１ 道木連は、認定した事業者に対して、別記第２号様式の「コアドライ生産事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、道木連認定番号、認定年月日を道木連のホームページ等に公表するものとする。

２ 事業者認定書の有効期間は認定した年度から３年度末までとする。

３ 認定の継続を希望する事業者は、別記第３号様式の「コアドライ生産事業者認定継続申請書」を道木連へ提出しなければならない。

第八 登録費用

第七により認定事業者として登録又は継続登録された事業者は、別途定める認定手数料及び維持運営負担金を道木連に支払わなければならない。

第九 証明事項の記載

１ コアドライ生産事業者は、コアドライ木材製品の出荷に当たって、納品書等に道木連認定番号を記載し、コアドライ木材製品であることを証する別紙「コアドライマーク」を貼付し、出荷先へ引き渡すことができるものとする。

２ なお、上記１によらず、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記第４号様式とする。

第十 コアドライマークの使用

コアドライマークを使用する場合は、別途定める「コアドライ使用規定」を遵守することとする

第十一 登録内容の変更及び取扱実績報告

- 1 認定事業者は、登録内容に変更があった場合は、速やかに別記第5号様式により、登録内容の変更申請書を道木連に提出するものとする。
- 2 認定事業者は、別記第6号様式で定める「コアドライ木材製品の取扱実績報告書」により、コアドライ木材製品の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、道木連に報告する。
- 3 道木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第十二 立ち入り検査

道木連は、必要に応じて、認定事業者によるコアドライ木材製品の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、道木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど道木連に協力しなければならない。

第十三 認定事業者の取り消し

- 1 道木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。
また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を道木連のホームページ等に公表するものとする。
 - (1) 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - (2) 認定事業者から、認定の取消申請があったとき。
 - (3) 認定事業者が認定の要件に適合しなくなったとき。
 - (4) 認定事業者が関係法令に違反し、処罰されたとき。
- 2 道木連は、認定を取消したときは、別記第7号様式で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。
- 3 上記事業者は、認定を取り消された日の翌日から起算して1年間、新たに事業者の認定申請を行うことができない。

附則 この実施要領は、平成26年10月1日から施行するものとする。